

阿佐ヶ谷中学校

P T A 会則

この会則は改訂がない限り
3年間使用しますので、
大切に保管してください。

杉並区立阿佐ヶ谷中学校 P T A
〒166-0004 杉並区阿佐谷南1-17-3
TEL 03 (3314) 2261 (代表)

阿佐ヶ谷中学校 P T A 会則

第1条 <名称>

本会は杉並区立阿佐ヶ谷中学校 P T Aと称し、事務局を東京都杉並区阿佐谷南1丁目17番3号阿佐ヶ谷中学校内におく。

第2条 <目的>

本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における教育的環境をよくし、会員相互の教養を高め、親睦を深めて、民主的教育を推進することを目的とする。

第3条 <方針>

本会は教育を本旨とする民主団体で、次の方針によって運営する。

- 1 いかなる場合でも政治的・宗教的・営利的な活動を行なわない。
- 2 職員の人事には干渉しない。

第4条 <活動>

本会はその目的を達成するため、次の活動を行なう。

- 1 生徒の福祉に関する事項
- 2 会員の教養を高め、親睦を深めるための事項
- 3 その他必要と認める事項

第5条 <会員>

- 1 本校生徒の保護者と教職員で、この会の趣旨に賛同する者を会員とする。
- 2 会員は毎年所定の会費を納め、すべて平等の権利と義務を有する。

第6条 <役員・監査・委員>

- 1 役員および監査
 - (1) 会長 1名 (P 1)
 - (2) 副会長 3名 (P 2、T 1)
 - (3) 書記 3名 (P 2、T 1)
 - (4) 会計 2名 (P 2)
 - (5) 監査 2名 (P 2)
- 2 委員
 - (1) 1・2学年 各学級 6名 (学年2、広報1、校外1、成人教育1、選管1)
 - (2) 3学年 各学級 6名 (学年2、広報1、校外1、選管2)
 - (3) 教職員会員 適宜

第7条 <役員・監査・委員の選出>

役員・監査・委員の選出は、別に定める「施行細則・選出規定」による。

第8条 <役員・監査・委員の任期>

役員・監査・委員の任期は、次の通りとする。

- 1 役員・監査・委員の任期は、1ヶ年とし重任をさまたげない。
ただし、会長の重任は1回限りとする。
- 2 補欠によるものの任期は前任者の残任期間とする。

第9条 <役員・監査・委員の任務>

- 1 会長は会務をまとめ、本会を代表する。
- 2 副会長は会長を助け、会長に事故あるときはこれに代わる。
- 3 書記は議事の記録をとり管理保管し、本会の庶務にあたる。
- 4 会計は会計事務を行ない、定期総会においては監査の審査を経て決算報告をする。
- 5 監査は本会の会計を監査する。
- 6 委員は各専門委員会に所属し、その活動にあたる。

第10条 <専門委員会>

本会の活動を行なうため次の専門委員会をおく。

- 1 学年委員会 学級・学年P T A活動に関すること。
- 2 広報委員会 広報活動と会報発行に関すること。
- 3 校外委員会 生徒の校外における生活と安全に関すること。
- 4 成人教育委員会 会員相互の研修に関すること。

第11条 <特別委員会>

- 1 会員が必要と認めた時は運営委員会にはかり、特別委員会を設け、特別委員を委嘱することができる。
- 2 特別委員会は互選により正副委員長を定め、委任事項について審議し、会長の了承に基づき執行する。

第12条 <会議>

- 1 総 会 毎年一回開き、歳入歳出予算及び決算、活動計画及び報告と決定、役員の承認並びにその他の必要事項について審議する。
ただし、必要があるときは臨時に開くことができる。
- 2 委員総会 役員及び委員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として必要に応じて開催する。
- 3 運営委員会 役員及び各専門委員会正副委員長をもって構成し、必要事項の執行について協議決定する。
- 4 役 員 会 隨時これを開き、必要事項を協議する。
- 5 専門委員会 活動計画を立案し、活動内容の検討を行なう。

第13条 <会議の招集>

会議は、会長（委員会の場合は委員長）の招集があったとき、または当該人員の1／3の要求があったときこれを聞く。

第14条 <会議の成立>

会議は当該人員の1／2以上の出席があったとき成立する。ただし、総会の場合は1／5、専門委員会の場合は1／3とし、委任状を認める。

第15条 <会議の議決>

議事はすべて、出席者の過半数の賛成をもって可決する。ただし、可否同数の場合は次の通りとする。

- 1 総 会 議長がこれを決定する。
- 2 委員総会 会長がこれを決定する。
- 3 運営委員会 会長がこれを決定する。
- 4 役 員 会 会長がこれを決定する。
- 5 専門委員会 委員長がこれを決定する。

第16条 <会計>

- 1 本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。
年会費は一家庭3,000円とする。
- 2 会員は毎年所定の日までに会費を納入する。ただし、特別な理由があつて、会長の承認があつたときは、一部または全額を減免することができる。

第17条 <会計年度>

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条 <施行細則>

本会則施行に必要な細則は委員総会にはかり、会長が定めることができる。

第19条 <規約改正>

本会則は総会の議決を経て改廃することができる。

第20条 <付則>

本会則は昭和62年 5月19日より実施する。
本会則は平成 元年11月17日より実施する。
本会則は平成 7年 5月12日より実施する。
本会則は平成13年 3月31日より実施する。
本会則は平成15年 5月15日より実施する。
本会則は平成18年 2月28日より実施する。
本会則は平成28年 5月11日より実施する。
本会則は平成30年 3月 7日より実施する。
本会則は平成31年 4月 1日より実施する。

施行細則 一 選出規定

第1章 <選挙管理委員会>

- 1 役員、監査の選出と選挙事務を処理するために選挙管理委員会をおく。
- 2 (1) 選挙管理委員は、各学級の第一回保護者会において、1, 2学年より1名、3学年各学級より2名を選出する。
(2) なお、選出人数が8名に満たない場合は、不足人数を前項の人数にとらわれず、追加で選出するものとする。
※立候補以外の選出方法が取られた場合、役員経験者はその候補から外れる。
- 3 選挙管理委員会は互選により委員長1名、副委員長1名をおく。
- 4 選挙管理委員会はその目的を達成した後、解散する。

第2章 <役員・監査の選出方法>

- 1 役員7名中5名の役員の選出方法。
 - (1) 役員の候補者は、現1・2年生の保護者の中から、立候補を募り、学級での話し合いの上、3名以上を選出する。立候補以外の選出になる場合、その方法についても学級又は学年で話し合い、決定する。
なお、G組はその年の生徒数に応じて適宜選出する。
 - (2) 候補者の中から、会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名を選出する。
 - (3) 上記の候補者を公示し、一週間の公示期間を経て全会員の信任投票とし、投票総数の過半数以上の承認を持って信任とする。
 - (4) 選出期限は3月末までとする。
- 2 役員7名中2名の役員の選出方法。
 - (1) 新1年生の保護者の中から、立候補により役員の候補者を2名選出する。
ただし立候補がない場合、現役員の推薦による選出とする。
 - (2) 選出された2名は、書記、会計をそれぞれ担当し、総会で承認を得る。
 - (3) 選出期限は4月末までとする。
- 3 役員経験者は任期後2年間は、いかなる選出方法においても、役員候補からの辞退権を行使できる。また、2度の任期を果たした場合、永久辞退の権利を持つ。
- 4 学校側役員は学校側会員の互選による。
- 5 監査2名の選出方法
 - (1) 役員及び委員経験者の中から、選挙管理委員会が監査候補者を推薦する。
 - (2) 上記の候補者を公示し、一週間の公示期間を経て全会員の信任投票とし、投票総数の過半数以上の承認をもって信任とする。
 - (3) 選出期限は3月末までとする。

第3章 <委員の選出方法>

- 1 各学級の第1回保護者会において、担任教師と役員の協力を得て、学年委員2名、広報委員1名、校外委員1名及び1, 2学年各学級より成人教育委員1名を選出する。
- 2 学校側委員は学校側会員の互選による。
- 3 各学級により選出された委員は、運営委員会において認められない限り、変更することはできない。

第4章 <専門委員会の正副委員長の選出方法>

各専門委員会は互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。ただし、学年委員は学年毎に正副委員長を選出する。

(昭和 62 年 3月 13 日改訂)
(平成 元年 1 1月 17 日改訂)
(平成 2年 1 1月 28 日改訂)
(平成 3年 1 1月 15 日改訂)
(平成 7年 3月 16 日改訂)
(平成 10年 5月 16 日改訂)
(平成 15年 2月 25 日改訂)
(平成 18年 2月 28 日改訂)
(平成 28年 3月 7 日改訂)
(平成 28年 5月 11 日改訂)
(平成 30年 3月 7 日改訂)
(平成 31年 3月 31 日改訂)

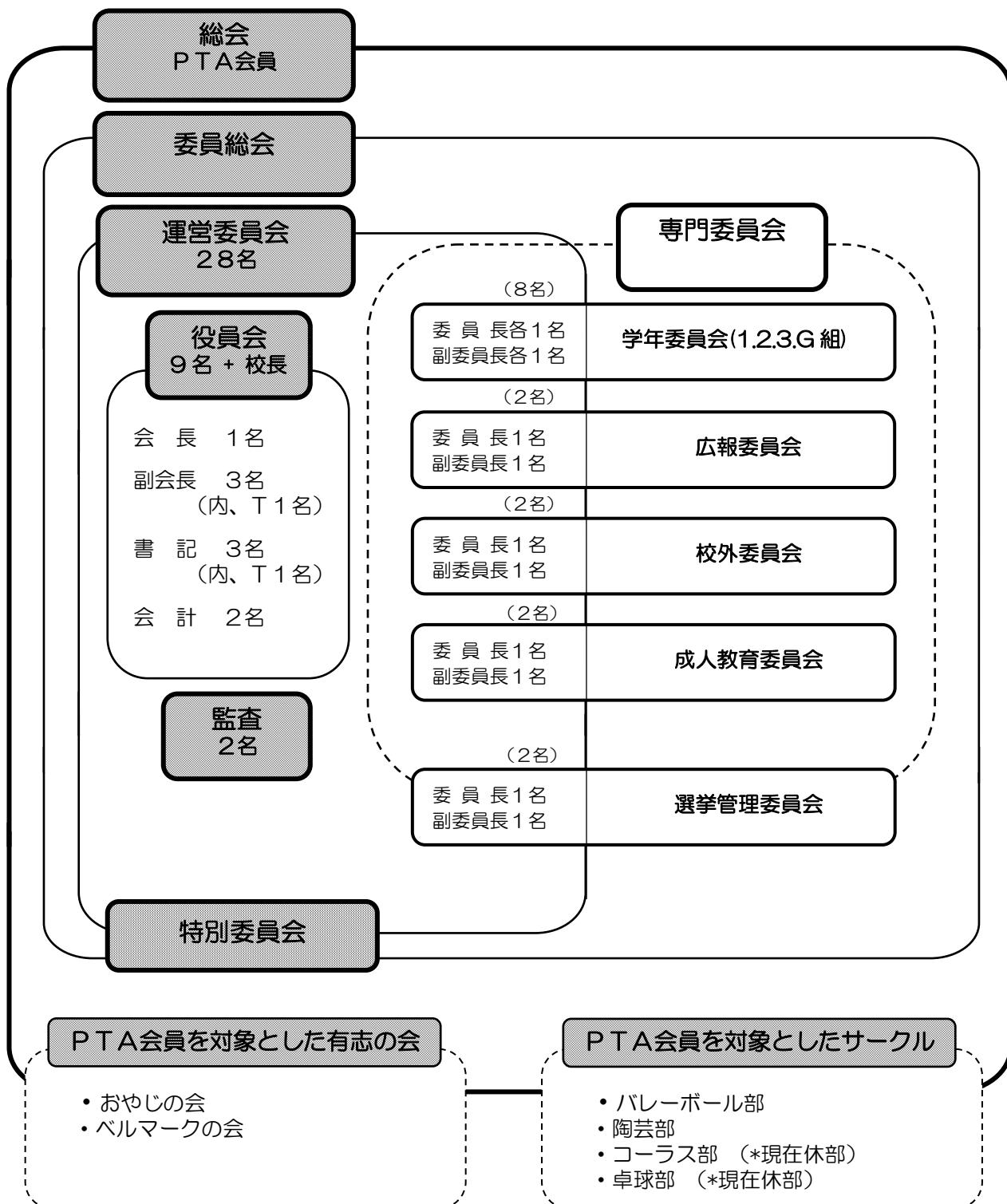
慶弔内規

- 第1条 本規定は会則第4条第3項に基づき定める。
- 第2条 会員の死亡に対しては、弔慰金として 5, 000 円を贈る。
- 第3条 生徒の死亡に対しては、弔慰金として 5, 000 円を贈る。
- 第4条 会員の不慮の災害に対しては、見舞い金として 3, 000 円を贈る。
- 第5条 教職員の配偶者、父母、子女の死亡に対しては、弔慰金として 3, 000 円を贈る。
- 第6条 教職員の結婚に対しては、5, 000 円を贈る。
- 第7条 教職員の出産に対しては、3, 000 円を贈る。
- 第8条 主事などに対しては、教職員の規定に準じて処理する。
- 第9条 その他必要と認められる場合は、運営委員会において協議する
ただし、緊急を要する場合は会長がこれを処理することができる。
- 第10条 本規定は運営委員会の協議により改廃することができる。

サークル内規

- 1 各サークルは阿佐ヶ谷中学校 P T A 会員で構成され、会員相互の教養を高め、親睦をはかり役員会と連携をとりながら P T A 活動に協力する。
- 2 会員の自主的活動として 5 人以上の加入者のある場合は運営委員会の審議を経てサークルとして認められる。
- 3 定員 5 名に達していない部は休部とする。ただし、途中で人数が集まれば再開できる。
- 4 O B の参加は、運営に支障のない限り続けられる。ただし、O B は部存続の基本数には入らない。
- 5 各サークルは、各部の活動状況を役員会に報告する。

PTA組織図



平成 31 年 4 月 9 日 発行